

和光市市民協働推進センター『わこらぼ通信』掲載基準

平成28年 1月15日制定

平成29年 1月16日改定

平成29年12月25日改定

令和 3年 8月17日改定

第1 趣旨

この基準は、和光市市民協働推進センター（以下「センター」という。）が発行する『わこらぼ通信』への掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象者

掲載できる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) センターに団体登録している団体。
- (2) 国、県、市及び教育委員会等の行政機関
- (3) その他特に市民活動推進課長が認める団体。

第3 事業に関する掲載事項

事業に関する掲載事項は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市民活動や地域活動に関すること。
- (2) 対象者の定款及び規約等の内容に沿った事業であること。
- (3) 営利的、政治的及び宗教的活動（当該活動及び催しものにおけるビラの配布、勧誘、紹介等の一切の行為を含む）を目的としたものでないこと。
- (4) 電話番号等の問い合わせ先及び担当者名を必ず記載すること。
- (5) 入場料等、当該事業への参加のために参加者が負担する経費が3,000円以下であること。
- (6) 掲載する事業が原則として和光市内で開催され、和光市民が参加できるものであること。ただし、その他特に市民活動推進課長が認める事業については、この限りではない。
- (7) 事業の実施及び掲載申請書（様式第1号）に記載する事項が全て確定していること。

第4 団体紹介に関する掲載事項

団体紹介に関する掲載事項は、次の各号の要件を満たすものとする。なお、掲載できる回数は、一団体につき年度内（5月号から翌年の3月号）、1回とする。

- (1) 市民活動や地域活動に関すること。

- (2) 対象者の定款及び規約等の内容に沿った事業であること。
- (3) 営利的、政治的及び宗教的活動（当該活動及び催しものにおけるビラの配布、勧誘、紹介等の一切の行為を含む）を目的としたものでないこと。
- (4) 電話番号等の問い合わせ先及び担当者名を必ず記載すること。
- (5) 活動内容等が明らかになる写真を1枚掲載すること。
- (6) 文字数は、100文字までとする。

第5 掲載の申請

掲載を希望する対象者は、発行日の一か月前までに、掲載申請書（様式第1号又は様式第2号）を市民活動推進課長に提出するものとする。

第6 掲載の可否の決定

市民活動推進課長は、第5の申請を受けたときは、その内容を審査の上、掲載の可否を決定するものとする。掲載スペース等の都合上、掲載可能記事に限りがある場合は、市民活動推進課への提出の早いものから順に掲載する。

第7 配布の協力

記事が掲載された対象者は、『わこらぼ通信』の配布や掲示（公共施設への配布等は除く）に協力するものとする。

第8 委任

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市民活動推進課長が別に定める。